

議案第18号

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

以下の改正を行うため、提案するものであります。

- (1) 「調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」制定に伴い、学校運営協議会を設置した学校における学校評価及び学校評議員に関する規定を加える
- (2) 東京都教育委員会において、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」が改正されたことに伴い、教育職員等の業務量の適切な管理をする

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

調布市立学校の管理運営に関する規則（昭和60年調布市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の5第2項に次のただし書を加える。

ただし、調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和4年調布市教育委員会規則第8号）第2条の規定により学校運営協議会を設置する学校（以下「学校運営協議会設置学校」という。）については、この限りでない。

第14条の6第1項中「委員会は学校」を「委員会は学校（学校運営協議会設置学校を除く。）」に改める。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理）

第29条 委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「条例」という。）第4条の2の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず，児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い，教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると委員会が認める場合には，委員会は，教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため，教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月，2月，3月，4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち，1月において45時間を超える月数について6月

3 前2項に定めるもののほか，教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については，委員会が別に定める。

附 則

この規則は，令和5年4月1日から施行する。

調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立学校の管理運営に関する規則 昭和60年5月16日教育委員会規則第7号</p> <p>改正 略</p> <p>調布市立学校の管理運営に関する規則 調布市公立学校の管理運営に関する規則（昭和35年調布市教育委員会規則第5号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定により、調布市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 校長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に努めなければならない。</p> <p>（学期）</p> <p>第3条 学期は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第29条の規定により、次に掲げるところによる。</p> <p>第1学期 4月1日から夏季休業日の最終日まで 第2学期 夏季休業日の最終日の翌日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 施行令第29条の規定により教育委員会が定める日は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで (2) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで (3) 春季休業日 3月26日から4月5日まで (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める日</p>	<p>○調布市立学校の管理運営に関する規則 昭和60年5月16日教育委員会規則第7号</p> <p>改正 略</p> <p>調布市立学校の管理運営に関する規則 調布市公立学校の管理運営に関する規則（昭和35年調布市教育委員会規則第5号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定により、調布市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 校長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に努めなければならない。</p> <p>（学期）</p> <p>第3条 学期は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第29条の規定により、次に掲げるところによる。</p> <p>第1学期 4月1日から夏季休業日の最終日まで 第2学期 夏季休業日の最終日の翌日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条 施行令第29条の規定により教育委員会が定める日は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで (2) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで (3) 春季休業日 3月26日から4月5日まで (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める日</p>

改正後	改正前
<p>2 委員会は、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては必要に応じて期間を短縮することができる。</p> <p>3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第61条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による休業日（以下「休業日」という。）に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>（臨時休業の報告）</p>	<p>2 委員会は、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては必要に応じて期間を短縮することができる。</p> <p>3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第61条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による休業日（以下「休業日」という。）に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>（臨時休業の報告）</p>
<p>第5条 施行規則第63条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による臨時休業の報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 臨時休業の期日</p> <p>(2) 事由</p> <p>(3) 措置</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p>（校長の職務）</p>	<p>第5条 施行規則第63条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による臨時休業の報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 臨時休業の期日</p> <p>(2) 事由</p> <p>(3) 措置</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p>（校長の職務）</p>
<p>第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第4項及び同項を準用する法第49条に規定する校長の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。</p>	<p>第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第4項及び同項を準用する法第49条に規定する校長の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。</p>
<p>2 校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。</p> <p>（統括校長）</p>	<p>2 校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。</p> <p>（統括校長）</p>
<p>第6条の2 学校に、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</p>	<p>第6条の2 学校に、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</p>

改正後	改正前
<p>が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。</p> <p>(副校長)</p> <p>第7条 学校に副校長を置く。</p> <p>2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。</p> <p>3 副校長は、校長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。</p> <p>4 副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 副校長以外の所属職員の出張命令に関すること。ただし、長期にわたる管外への出張命令及び海外への出張命令を除く。</p> <p>(2) 副校長以外の所属職員(教員に限る。)の海外旅行(休業期間中のみの海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次休暇を接続させる海外旅行に限る。)の許可に関すること。</p> <p>(3) 副校長以外の所属職員の超過勤務(時間外勤務)を命令すること。</p> <p>(4) 副校長以外の所属職員の年次休暇、超勤代休時間及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(5) 副校長以外の所属職員の特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。</p> <p>(6) 副校長以外の所属職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。</p> <p>5 法第37条第6項及び同項を準用する法第49条に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等で職務を執行することができない場合</p> <p>(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合</p>	<p>が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。</p> <p>(副校長)</p> <p>第7条 学校に副校長を置く。</p> <p>2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。</p> <p>3 副校長は、校長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。</p> <p>4 副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 副校長以外の所属職員の出張命令に関すること。ただし、長期にわたる管外への出張命令及び海外への出張命令を除く。</p> <p>(2) 副校長以外の所属職員(教員に限る。)の海外旅行(休業期間中のみの海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次休暇を接続させる海外旅行に限る。)の許可に関すること。</p> <p>(3) 副校長以外の所属職員の超過勤務(時間外勤務)を命令すること。</p> <p>(4) 副校長以外の所属職員の年次休暇、超勤代休時間及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(5) 副校長以外の所属職員の特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。</p> <p>(6) 副校長以外の所属職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。</p> <p>5 法第37条第6項及び同項を準用する法第49条に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等で職務を執行することができない場合</p> <p>(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合</p>

改正後	改正前
<p>6 前項の規定により副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は副校長は、委員会に報告しなければならない。 (主幹教諭)</p>	<p>6 前項の規定により副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は副校長は、委員会に報告しなければならない。 (主幹教諭)</p>
<p>第8条 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p>	<p>第8条 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p>
<p>2 主幹教諭は校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</p>	<p>2 主幹教諭は校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</p>
<p>3 主幹教諭は、担当する校務について、教諭、養護教諭、栄養教諭を監督する。</p>	<p>3 主幹教諭は、担当する校務について、教諭、養護教諭、栄養教諭を監督する。</p>
<p>4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。</p>	<p>4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。</p>
<p>5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。</p>	<p>5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。</p>
<p>6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p>	<p>6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p>
<p>7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。 (栄養教諭)</p>	<p>7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。 (栄養教諭)</p>
<p>第8条の2 学校に、栄養に関する指導及び管理をつかさどる栄養教諭を置くことができる。 (指導教諭)</p>	<p>第8条の2 学校に、栄養に関する指導及び管理をつかさどる栄養教諭を置くことができる。 (指導教諭)</p>
<p>第8条の3 学校に、教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う指導教諭を置くことができる。 (主任教諭等)</p>	<p>第8条の3 学校に、教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う指導教諭を置くことができる。 (主任教諭等)</p>
<p>第8条の4 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、</p>	<p>第8条の4 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、</p>

改正後	改正前
<p>主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p> <p>3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</p> <p>(主任)</p> <p>第9条 学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第10条 前条に規定する主任は、次の各号に掲げる主任ごとに、当該各号に定める事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行うものとする。</p> <p>(1) 教務主任 教務に関する事項</p> <p>(2) 生活指導主任 生活指導に関する事項</p> <p>(3) 保健主任 保健に関する事項</p> <p>(4) 学年主任 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(5) 研究主任 研究活動に関する事項</p> <p>(6) 進路指導主任 進路指導に関する事項</p> <p>第11条 第9条に規定する主任は、当該学校の教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。</p> <p>2 前項に規定する主任の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。</p>	<p>主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p> <p>3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</p> <p>(主任)</p> <p>第9条 学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第10条 前条に規定する主任は、次の各号に掲げる主任ごとに、当該各号に定める事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行うものとする。</p> <p>(1) 教務主任 教務に関する事項</p> <p>(2) 生活指導主任 生活指導に関する事項</p> <p>(3) 保健主任 保健に関する事項</p> <p>(4) 学年主任 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(5) 研究主任 研究活動に関する事項</p> <p>(6) 進路指導主任 進路指導に関する事項</p> <p>第11条 第9条に規定する主任は、当該学校の教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。</p> <p>2 前項に規定する主任の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。</p>

改正後	改正前
<p>第12条 校長は、第9条に規定する主任のほか、必要に応じ、校務を分掌する主任等を置くことができる。</p>	<p>第12条 校長は、第9条に規定する主任のほか、必要に応じ、校務を分掌する主任等を置くことができる。</p>
<p>2 校長は、前項に規定する主任等を命じたときは、委員会に報告しなければならない。</p>	<p>2 校長は、前項に規定する主任等を命じたときは、委員会に報告しなければならない。</p>
<p>3 前条第2項の規定は、前2項に規定する主任等に準用する。 (課長補佐等)</p>	<p>3 前条第2項の規定は、前2項に規定する主任等に準用する。 (課長補佐等)</p>
<p>第13条 学校に課長補佐を置くことができる。</p>	<p>第13条 学校に課長補佐を置くことができる。</p>
<p>2 学校に主査及び主任を置くことができる。</p>	<p>2 学校に主査及び主任を置くことができる。</p>
<p>3 学校に次席（東京都教育委員会を任命権者とする学校に勤務する常勤の職員に限る。）を置くことができる。</p>	<p>3 学校に次席（東京都教育委員会を任命権者とする学校に勤務する常勤の職員に限る。）を置くことができる。</p>
<p>第13条の2 課長補佐は、上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。</p>	<p>第13条の2 課長補佐は、上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。</p>
<p>2 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。</p>	<p>2 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。</p>
<p>3 主任は、上司の命を受け担当の事務を処理する。</p>	<p>3 主任は、上司の命を受け担当の事務を処理する。</p>
<p>4 次席は、上司の命を受け担任の事務を処理する。 (必要な職員)</p>	<p>4 次席は、上司の命を受け担任の事務を処理する。 (必要な職員)</p>
<p>第14条 第13条に定めるもののほか、法第37条第2項及び同項を準用する法第49条に規定する必要な職員は、次の各号に掲げるところによる。</p>	<p>第14条 第13条に定めるもののほか、法第37条第2項及び同項を準用する法第49条に規定する必要な職員は、次の各号に掲げるところによる。</p>
<p>(1) 主事</p>	<p>(1) 主事</p>
<p>(2) 技師</p>	<p>(2) 技師</p>
<p>(3) 技能主事</p>	<p>(3) 技能主事</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた職員 (事案の決定)</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた職員 (事案の決定)</p>
<p>第14条の2 校長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に係る事案の決定手続等については、委員会が別に定める。 (職員会議)</p>	<p>第14条の2 校長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に係る事案の決定手続等については、委員会が別に定める。 (職員会議)</p>
<p>第14条の3 校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置くことができる。</p>	<p>第14条の3 校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置くことができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。</p> <p>(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。</p> <p>(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。</p> <p>(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。</p> <p>3 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。</p> <p>(学校経営計画)</p>	<p>2 職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。</p> <p>(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。</p> <p>(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。</p> <p>(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。</p> <p>3 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。</p> <p>(学校経営計画)</p>
<p>第14条の4 校長は、学校の教育活動その他の学校運営を組織的かつ計画的に行うため、委員会が別に定めるところにより学校経営計画を策定し、公表しなければならない。</p> <p>(学校評価)</p>	<p>第14条の4 校長は、学校の教育活動その他の学校運営を組織的かつ計画的に行うため、委員会が別に定めるところにより学校経営計画を策定し、公表しなければならない。</p> <p>(学校評価)</p>
<p>第14条の5 校長は、毎年度、委員会が別に定めるところにより学校経営計画の実施状況について自己評価し、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項で規定する自己評価について、委員会が別に定める学校関係者評価委員会に評価を行わせなければならない。<u>ただし、調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和4年調布市教育委員会規則第8号）第2条の規定により学校運営協議会を設置する学校（以下「学校運営協議会設置学校」という。）については、この限りでない。</u></p> <p>3 学校関係者評価委員会は、評価結果を校長に報告しなければならない。</p> <p>4 校長は、委員会が別に定めるところにより、学校関係者評価委員会から報告を受けた評価結果及び評価結果に対する校長の意見を付して、委員会に報告するとともに、それらを公表しなければならない。</p> <p>5 学校関係者評価委員会の設置その他必要な事項は別に定める。</p> <p>(学校評議員)</p>	<p>第14条の5 校長は、毎年度、委員会が別に定めるところにより学校経営計画の実施状況について自己評価し、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項で規定する自己評価について、委員会が別に定める学校関係者評価委員会に評価を行わせなければならない。</p> <p>3 学校関係者評価委員会は、評価結果を校長に報告しなければならない。</p> <p>4 校長は、委員会が別に定めるところにより、学校関係者評価委員会から報告を受けた評価結果及び評価結果に対する校長の意見を付して、委員会に報告するとともに、それらを公表しなければならない。</p> <p>5 学校関係者評価委員会の設置その他必要な事項は別に定める。</p> <p>(学校評議員)</p>
<p>第14条の6 施行規則第49条及び第79条の規定に基づき、<u>委員会は学校（学</u></p>	<p>第14条の6 施行規則第49条及び第79条の規定に基づき、<u>委員会は学校</u></p>

改正後	改正前
<p><u>校運営協議会設置学校を除く。</u>)に学校評議員を置くことができる。</p>	<p>_____に学校評議員を置くことができる。</p>
<p>2 学校評議員に関し必要な事項は別に定める。 (教育課程の編成)</p>	<p>2 学校評議員に関し必要な事項は別に定める。 (教育課程の編成)</p>
<p>第15条 学校は、法に掲げる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。 (教育課程編成の基準)</p>	<p>第15条 学校は、法に掲げる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。 (教育課程編成の基準)</p>
<p>第16条 学校が、教育課程を編成するに当たっては、学習指導要領及び委員会が別に定める基準による。 (教育課程の届出)</p>	<p>第16条 学校が、教育課程を編成するに当たっては、学習指導要領及び委員会が別に定める基準による。 (教育課程の届出)</p>
<p>第17条 校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の各号に掲げる事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。 (1) 教育目標 (2) 指導の重点 (3) 学年別授業日数及び授業時数の配当 (4) 学校行事 (部活動の設置)</p>	<p>第17条 校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の各号に掲げる事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。 (1) 教育目標 (2) 指導の重点 (3) 学年別授業日数及び授業時数の配当 (4) 学校行事 (部活動の設置)</p>
<p>第17条の2 中学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。</p>	<p>第17条の2 中学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。</p>
<p>2 校長は、所属職員(第13条及び第14条に規定する職員を除く。以下同じ。)に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。</p>	<p>2 校長は、所属職員(第13条及び第14条に規定する職員を除く。以下同じ。)に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。</p>
<p>3 校長は所属職員の部活動の補助として、所属職員以外の者に指導業務を依頼することができる。</p>	<p>3 校長は所属職員の部活動の補助として、所属職員以外の者に指導業務を依頼することができる。</p>
<p>4 中学校は、部活動が当該学校施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。</p>	<p>4 中学校は、部活動が当該学校施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。</p>
<p>5 小学校において、部活動を設置及び運営する場合は、前各項の規定を準用する。 (届出を要する学校行事)</p>	<p>5 小学校において、部活動を設置及び運営する場合は、前各項の規定を準用する。 (届出を要する学校行事)</p>
<p>第18条 校長は、修学旅行その他の学校が計画する行事で、宿泊を伴うもの</p>	<p>第18条 校長は、修学旅行その他の学校が計画する行事で、宿泊を伴うもの</p>

改正後	改正前
<p>については、委員会が別に定める基準により企画し、その実施期日14日前までに、宿泊を伴わないもの（校外学習に限る。）については、その実施期日7日前までに、委員会に計画書を届け出なければならない。</p>	<p>については、委員会が別に定める基準により企画し、その実施期日14日前までに、宿泊を伴わないもの（校外学習に限る。）については、その実施期日7日前までに、委員会に計画書を届け出なければならない。</p>
<p>（教材の使用）</p>	<p>（教材の使用）</p>
<p>第19条 学校は、有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材（以下「教材」という。）を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。</p>	<p>第19条 学校は、有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材（以下「教材」という。）を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。</p>
<p>（教材の選定）</p>	<p>（教材の選定）</p>
<p>第20条 学校は、教材を使用する場合、第15条により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号に掲げる要件を備えるものを選定するものとする。</p>	<p>第20条 学校は、教材を使用する場合、第15条により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号に掲げる要件を備えるものを選定するものとする。</p>
<p>（1） 内容が正確中正であること。 （2） 学習の進度に即応していること。 （3） 表現が正確適切であること。</p>	<p>（1） 内容が正確中正であること。 （2） 学習の進度に即応していること。 （3） 表現が正確適切であること。</p>
<p>2 前項に規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。</p>
<p>（承認又は届出を要する教材）</p>	<p>（承認又は届出を要する教材）</p>
<p>第21条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）については、使用開始期日30日前までに、委員会の承認を求めなければならない。</p>	<p>第21条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）については、使用開始期日30日前までに、委員会の承認を求めなければならない。</p>
<p>2 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次の各号に掲げるものを継続使用する場合、使用開始日14日前までに、委員会に届け出なければならない。</p>	<p>2 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次の各号に掲げるものを継続使用する場合、使用開始日14日前までに、委員会に届け出なければならない。</p>
<p>（1） 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書 （2） 学習の過程又は休業日中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類 （指導要録及び抄本）</p>	<p>（1） 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書 （2） 学習の過程又は休業日中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類 （指導要録及び抄本）</p>
<p>第22条 施行規則第24条に規定する指導要録及びその抄本の様式は、別に定める。</p>	<p>第22条 施行規則第24条に規定する指導要録及びその抄本の様式は、別に定める。</p>

改正後	改正前
<p>2 施行規則第24条に規定する指導要録の抄本及び写しの送付は、児童又は生徒の進学又は転学後30日以内にななければならない。</p>	<p>2 施行規則第24条に規定する指導要録の抄本及び写しの送付は、児童又は生徒の進学又は転学後30日以内にななければならない。</p>
<p>(出席簿)</p>	<p>(出席簿)</p>
<p>第23条 施行規則第25条に規定する出席簿の様式は、別に定める。</p>	<p>第23条 施行規則第25条に規定する出席簿の様式は、別に定める。</p>
<p>(懲戒)</p>	<p>(懲戒)</p>
<p>第24条 法第11条に規定する懲戒は、訓告、訓戒その他とする。</p>	<p>第24条 法第11条に規定する懲戒は、訓告、訓戒その他とする。</p>
<p>2 訓告は、校長が行い、訓戒その他の懲戒は教育上必要な範囲内で校長が定めるものとする。</p>	<p>2 訓告は、校長が行い、訓戒その他の懲戒は教育上必要な範囲内で校長が定めるものとする。</p>
<p>(原学年留め置き)</p>	<p>(原学年留め置き)</p>
<p>第25条 学校において、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、校長は、その児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。</p>	<p>第25条 学校において、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、校長は、その児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。</p>
<p>(出席停止)</p>	<p>(出席停止)</p>
<p>第26条 委員会は、次の各号に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。</p>	<p>第26条 委員会は、次の各号に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。</p>
<p>(1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与えること。</p>	<p>(1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与えること。</p>
<p>(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与えること。</p>	<p>(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与えること。</p>
<p>(3) 施設又は設備を損壊すること。</p>	<p>(3) 施設又は設備を損壊すること。</p>
<p>(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げること。</p>	<p>(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げること。</p>
<p>2 前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。</p>
<p>3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は別に定めるものとする。</p>	<p>3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は別に定めるものとする。</p>
<p>4 出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対</p>	<p>4 出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対</p>

改正後	改正前
<p>する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 (卒業証書)</p>	<p>する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 (卒業証書)</p>
<p>第27条 施行規則第58条及び同条を準用する施行規則第79条に規定する卒業証書の様式は、別に定める。 (表簿)</p>	<p>第27条 施行規則第58条及び同条を準用する施行規則第79条に規定する卒業証書の様式は、別に定める。 (表簿)</p>
<p>第28条 学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条に規定するもののほか、次の各号に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校沿革誌 (2) 卒業証書授与台帳 (3) 旧職員履歴書綴 (4) 辞令交付簿又は発令通知書 (5) 文書件名簿 (6) 当直日誌 (7) 学校要覧 <p>2 前項の表簿中第1号から第4号までは永年、第5号及び第6号は5年、第7号は1年保存しなければならない。</p> <p>3 施行規則第24条第2項若しくは第3項の規定により送付を受けた指導要録又は、保育所等から送付を受けた保育要録等の抄本及び写し等は、児童生徒が在籍する期間、これを保存しなければならない。</p> <p><u>(教育職員の業務量の適切な管理)</u></p>	<p>第28条 学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条に規定するもののほか、次の各号に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校沿革誌 (2) 卒業証書授与台帳 (3) 旧職員履歴書綴 (4) 辞令交付簿又は発令通知書 (5) 文書件名簿 (6) 当直日誌 (7) 学校要覧 <p>2 前項の表簿中第1号から第4号までは永年、第5号及び第6号は5年、第7号は1年保存しなければならない。</p> <p>3 施行規則第24条第2項若しくは第3項の規定により送付を受けた指導要録又は、保育所等から送付を受けた保育要録等の抄本及び写し等は、児童生徒が在籍する期間、これを保存しなければならない。</p>
<p><u>第29条 委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号。以下「条例」という。)第4条の2の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日(代休日が指定された勤務日を含む。))</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 1月について45時間</u> <u>(2) 1年について360時間</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると委員会が認める場合には、委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 1月について100時間未満</u> <u>(2) 1年について720時間</u> <u>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</u> <u>(4) 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第30条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。 制定附則 略 改正附則（令和3年3月26日教委規則第3号まで） 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第29条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。 制定附則 略 改正附則（令和3年3月26日教委規則第3号まで） 略</p>